

大阪府認定こども園施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、予算の定めるところにより、市町村、学校法人及び社会福祉法人（以下、「学校法人等」という）に対し、大阪府認定こども園施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）、認定こども園施設整備交付金交付要綱及び同実施要領（平成29年6月12日29文科初第360号、文部科学省初等中等教育局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助事業の内容等)

第2条 この補助金の補助事業の内容、補助対象経費、及び補助金の額等については、別記に定めるところとする。ただし、他の補助金等の補助対象となるものを除く。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請にあたっては、補助金交付申請書（様式第1号）を毎年教育長が指定する日までに提出しなければならない。

2 別記（第2条関係）1②に記載の幼稚園耐震化整備に係る申請をする者は、前項の申請書に添えて、要件確認申立書（様式第2号）及び暴力団等審査情報（様式第3号）を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付の申請をした者に対し通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。

3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第6条第1項第3号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別記（第2条関係）2①に記載の補助事業者は、補助金交付対象としている学校法人等が下記各号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、間接補助事業者該当事項届出書（様式第6号）により、速やかに教育長に届出を行い、その指示を受けなければならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」

をいう。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)

ウ 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(2) 別記（第2条関係）2①に記載の補助事業者は、補助金交付対象としている学校法人等が前号に掲げるアからオまでのいずれかに該当している旨の通報があった場合には、学校法人等に対し、暴力団等審査情報（様式第3号）の提出を求め、速やかに教育長に届出を行い、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書（様式第7号）を補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までのいずれか早い日までに、教育長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

ただし、教育長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条に規定する補助金の交付の決定した額の全額又は一部を概算払により交付する。

2 前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日以後教育長が指定する日までに、補助金交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成28年11月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(施行期日等)

この要綱は、平成 29 年 2 月 22 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

(施行期日等)

この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別記（第2条関係）

1 補助事業の内容

大阪府認定こども園施設整備費補助金は、次により実施する施設整備支援事業とする。

- ①認定こども園整備（内容については、別紙1のとおり）
- ②幼稚園耐震化整備（内容については、別紙2のとおり）
- ③防犯対策整備（内容については、別紙3のとおり）

2 補助事業者

- ①認定こども園整備 市町村
- ②幼稚園耐震化整備 学校法人又は社会福祉法人
- ③防犯対策整備 市町村

3 補助金額の算定方法

(1) 認定こども園整備及び防犯対策整備に係る補助金額は、市町村が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業及び防犯対策整備事業について、補助対象経費の4分の1以内で補助を行うとき、これに対して補助対象経費の2分の1以内を補助金として交付する。なお、市町村が補助対象経費の4分の1以上で補助を行う場合も同様とする。

(2) 幼稚園耐震化整備に係る補助金額は、補助対象経費の2分の1以内を補助金として交付する。

(3) 補助事業に対する補助金額は、次の(a)により算出した額の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a) 補助対象事業について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準）、別表2（補助基準額表）で定める基準により算出した額

(b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1（算定基準表）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

4 補助対象経費

別表1（算定基準）で定める対象経費のとおり。